

シャープサプライチェーン CSR 推進ガイドブック第3版 主要改定ポイント

セクション	項目	第2.1版 (2016年4月改定)	第3版 (2018年5月改定)	改定ポイント
A. 労働	1) 雇用の自由選択	-	(略) また、現地の適用法を満たし、同等以上の良い条件を提供するような変更が行われない限り、移民労働者が受け入れ国に到着した時点での雇用契約の差し替えや修正は許可されないものとします。 (略)	<u>移民労働者との契約に関する要件を追加</u>
B. 安全衛生	2) 職務上の安全	-	(略) 高い危険性のある労働環境から妊娠中の女性、育児中の母親を保護し、労働安全衛生上のリスク（職務に関連するものを含む）をなくし軽減するとともに、育児中の母親にとって適切な施設（例：搾乳のための施設など）を設置する等、適切な対応をとる必要があります。	<u>妊婦・出産明け労働者の保護に関する要件を追加</u>
	4) 産業衛生	(略) 工学的または管理による統制が過剰暴露を統制するために使用されなければなりません。 (略)	(略) 危険の可能性は、適切な設計、工学的および運営管理による制御によって、排除されるか、統制されなければなりません。 (略)	<u>危険源への対応手法に関する文言を追加</u>
		-	(略) 労働者保護プログラムには、これらの危険に関わるリスクに関する教材が含まれます。	<u>労働者への教育に関する文言を追加</u>
	8) 安全衛生のコミュニケーション	参加者は、労働者の言語による適切な職場の安全衛生トレーニングを提供するものとします。 (略)	賛同企業は、労働者の母国語または理解できる言語で、労働者がさらされることになるあらゆる職場の特定の危険（機械装置、電気、化学、火災、および物理的危険を含み、これに限定されない）について、適切な職場の安全衛生の情報とトレーニングを提供しなければなりません。 (略)	<u>労働者に周知すべき危険源の例示を追加</u>
C. 環境	2) 汚染防止と資源削減	資源の使用および水とエネルギーを含む、あらゆるタイプの廃棄物の発生は、その発生源において、または生産、保守および施設プロセスの変更、資材の代用、保全、資材のリサイクルおよび再使用などの実践によって削減または排除すべきです。	汚染物質の排出、および廃棄物の発生は、発生源において、また汚染防止機器の設置、生産、メンテナンス、設備プロセスの変更などの実践、あるいは他の手段において、これを最低限に抑えるか、なくす必要があります。 水、化石燃料、鉱物、原生林製品などの天然資源については、浪費しないようにするとともに、生産、メンテナンス、設備プロセスの変更、材料の代替、再利用、保全、リサイクル、または他の手段などにおいて実践する必要があります。	<u>汚染防止の具体的施策に関する文言を追加</u> <u>天然資源の保全に関する文言を追加</u>
	7) 水の管理 ※旧版では「7) 雨水の管理」	参加者は、雨水の流出の汚染を防ぐための体系的なアプローチを実施するものとします。	賛同企業は、水源および水の使用や排出プロセスを文書化し、その特性を示して、モニタリングすることに加え、節水の機会を追求し、汚染経路の管理を含む水の管理プログラムを実施するものとします。あらゆる廃水は、排出・廃棄する前に、必要に応じてその特性を示して、モニタリング、管理、処理を実施しなければなりません。賛同企業は、廃水を処理し、封じ込めるシステムの運用を日常的に監視し、最適な運用と規制の順守を確保するものとします。	<u>廃水に関する要件を旧版の「4) 廃水および固形廃棄物」より移動し、「水の管理」として統合・整理</u>